

平成29年度 都道府県看護教育関連団体情報交換会

日程：平成29年11月16日（木）13：00～17：00

会場：東京都「アルカディア 市ヶ谷（私学会館）3階（富士東）」

平成29年度 都道府県看護教育関連団体情報交換会が、平成29年11月16日（木）の午後、東京都アルカディア市ヶ谷（私学会館）で開催された。33都道府県（看護学校協議会等）の代表者の参加があった。まず、世話人代表の一般社団法人日本看護学校協議会 池西静江会長の挨拶があり、この会の開催趣旨（経過）の説明があった。

<世話人代表者挨拶（開催趣旨を含む）>

平成27年4月、看護師等養成所の運営に関する事務・権限が都道府県へ移譲がされたことから、各看護師等養成所の運営上の問題を把握し、生じた問題解決のために各都道府県看護学校協議会等が如何に活動しているかなど、まずは情報交換が必要ではないかと考え、日本看護学校協議会が世話人となり、都道府県看護学校協議会の代表者に呼びかけ、平成27年度に第1回目、平成28年度に第2回目のこの会を開催した。

結果、参加者からの継続希望により、平成29年度、本日第3回目を開催することとなった。

本日は、厚生労働省医政局看護課 教育体制推進官 関根小乃枝氏の講演と大阪府健康医療部保健医療室医療対策課医師・看護職員確保グループ 課長補佐小島由美子氏、大阪府看護協会 会長高橋弘枝氏、大阪府看護学校協議会会長鳥井元純子氏（日本看護学校協議会副会長）の鼎談、そして、日本看護学校協議会からは、「看護教員の継続教育に関する日本看護学校協議会の取り組み」に関する情報提供をさせて頂く。

また、グループ討議の折には、関根様、近道様も参加され、皆様の生の声を直接聴いていただけるとお伺いしている。

活発な会になることを期待する。

<講演>

テーマ 「看護教育行政の動向」

講師 関根小乃枝 氏（厚生労働省医政局看護課 教育体制推進官）



《講演内容（概要）》

1. 日本の人口推移

今後の人口構造の急激な変化から、2060年には65歳以上の人口が全体の40%を占め、高齢化率の上昇が予想される。また、65歳以上の増加数は、東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、北海道、兵庫、福岡で全体の60%を占める。

2. 日本の社会保障制度

現状の社会保障制度は、第二次世界大戦後の復興期を経て高度成長期であった1960～70年代に骨格が築かれた。その後、人口変化や社会変化に合わせて社会保障制度も途絶えることなく構造改革が行われてきている。今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする人が増加し、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは対応が難しくなることが予測されている。例えば、入院患者が増えて救急患者の受け入れに支障をきたすことへの不安、介護度が重度になったり、一人暮らしや老夫婦だけになったりしても安心して暮らすことや、認知症になっても地域で生活を継続することができるのかという不安がある。

3. 2025年に向けた医療提供体制の改革

団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて、国は法律の整備を行い、医療介護総合確保推進法を制定し、地域における質の高い医療の確保、またそのための基盤の整備をすすめている。その主な内容は、医療機能の分化・連携、在宅医療の充実、医師の労働環境改善、チーム医療の推進等である。

4. 医療機能の分化・連携の推進

「病床機能報告制度」によって医療機関から報告される情報をもとに、都道府県が「地域医療構想」を策定することにより、将来の医療需要と病床数の必要量を明らかにし、地域の実情に応じた施策を進めていくことを目指している。

5. 改革後の姿「地域包括ケア構想」

医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが地域で完結し、国民が少しでも長く地域で生活できる社会の実現を目指している。

6. 今後のスケジュール

- 1) 平成30年度に診療報酬と介護報酬が同時改定される。先日の中央社会保険医療協議会（中医協）でも訪問看護に関することが討議されたが、地域包括ケアの実現において重要な役割を果たす訪問看護については特に注目すべきである。
- 2) 「働き方ビジョン検討会」は、平成28年度に計15回の検討を行い、平成29年4月に報告書をまとめた。その中で看護関連の見直しに関する主な指摘事項として以下のことが挙げられている。

○看護師・准看護師

- ・看護師確保の観点から育成課程の多様性を確保しつつ、各看護師のキャリア選択に応じた複数の養成システムを維持・発展させていく必要がある。
- ・卒前教育では、看護師の教育カリキュラムを拡充する必要がある。
- ・准看護師の勤務実態に応じて、プライマリーケアや介護の現場で、より活躍できるような教育カリキュラムの見直しや円滑に看護師に移行できるような要件の緩和を検討すべきである。

○タスク・シフティング/タスク・シェアリングの推進

- ・特定行為研修制度の養成数を増やすべく、受講しやすいような研修方法・体制の見直しを進め、研修制度の対象となる医行為について、安全性と効率性を踏まえながら拡大し、その業を行う能力を持つ人材（診療看護師（仮称））を養成していく必要がある。
- ・一定の経験・研修を経れば看護師以外の医療従事者が現行の業務範囲を超えて臨床の補助を可能にしていく（PA フィジシャンアシスタント）を推進すべきである。

7. 看護教育について

現行、多様な養成課程がある。教育をもっと高度にして養成ルートを絞った方がよいという意見もあるが、他職種から進路変更してくる社会人も一定程度いるため、門戸を広くしておいてほしいという意見もある。

看護師等養成所の現状としては、大学等も含め施設数は増加している。また、1学年定員数（トータル数）も増加しているが准看護師は減少している。看護師養成課程が約10数年に1回程度、世

の中の変化に応じた見直しを行ってきているのに対し、准看護師養成所の教育内容は、平成11年以降見直しがされていない。現在も35万人の准看護師が就労しており、時代の変化に応じた教育内容の見直しが必要と考える。

8. 専任教員について

専任教員養成講習会では、一部eラーニングを導入して実施しており、教務主任養成講習会は、現在3カ所で毎年50名前後の養成をしている。

看護教員・実習指導者の養成状況について、日本看護学校協議会が行った調査では、教務主任養成講習会の意義はあるが、日程・場所・学内の教員体制・経費などの課題があり、現状の養成方法には限界があるという結果が示された。また、今後の対応策として、少しでも多くの者が受講できる方法の検討、看護教員の能力向上に向けたラダーの導入や、学内の研修の充実を図る必要性が指摘された。

9. 厚生労働省からの依頼事項

- ① B型肝炎に関する教育の推進について、都道府県経由で医療関係職種の養成所に向けた通知を出した。

養成所の教育の中で、B型肝炎に対する偏見・差別防止のために被害の歴史的事実を踏まえた教育がされること、患者・家族の声を直接聞く機会（患者講義）を授業に取り入れること等検討してほしいというものである。

- ② 国家試験におけるWeb公募システムについての周知を広げ、試験問題や患者情報の登録に積極的に協力してほしい。継続教育にも効果があるため、視覚素材だけでも登録可能なので、教員に加え、医療現場の皆様からも提供してほしいと考えている。

《質疑応答》

・働き方ビジョン検討会報告書「カリキュラムの拡充」の内容。4年を意識したものかどうか？

A: 有識者で作成した報告書内に使われた「拡充」であるが、教育内容の充実と修業年限の拡大の両方の意味が含まれる。厚生労働省としては、これからの看護職に必要な能力を獲得するために必要な教育内容の議論ありきで、先に3年か4年という修業年限の議論ありきではないと考えている。まだ見直しに向けた議論は始まっていない。

<鼎談>

テーマ「スクラム組んで看護師育成を

～大阪府、大阪府看護協会、大阪府看護学校協議会の協奏～

発言者;高橋弘枝 氏 (大阪府看護協会 会長)

小島由美子 氏

(大阪府健康医療部保健医療室 医療対策課 医師・看護職員確保グループ 課長補佐)

藤城浩子 氏 (上記同 主査)

鳥井元純子 氏

(大阪府看護学校協議会 会長、美原看護専門学校学 校長、日本看護学校協議会 副会長)



《 発言内容（概要） 》

鳥井元氏

○協議会設立の経緯、活動状況等について

本協議会が発足して5年目になるが、大阪府の42施設、59課程すべての学校が参加している。准看護師養成所（単独校）2校も加盟している。

大阪府看護学校協議会ホームページを作成し、看護協会、ナースセンターともリンクさせている。また、クリアファイル（大阪府すべての看護師・准看護師養成所の場所・校名を明記）を作成し広報している。

大阪府には、もともと①大阪府准看護学校教務主任会、②大阪府教務主任協議会、③大阪府看護学校長副校長会の3つの組織があり、平成21年頃から統一に向けた検討を始め、平成23年に統一を決定。平成24年準備委員会を立ち上げ、1年間検討して会則を作成。平成25年に大阪府看護学校協議会として再出発した。組織、活動状況は資料のとおりである。

○大阪府との連携について

当協議会の総会には必ず参加してくれている。また進路相談会開催に関しては、高等学校や小規模病院への周知・協力をしてくれる。実習施設の相談を受けてもらっている。

協議会としては、専任教員養成講習会・実習指導者講習会への講師派遣や教育実習受け入れに協力している。厚生労働省からの伝達内容や定期調査等については、随時連絡・調整・連携を行っている。

○大阪府看護協会との連携について

専任教員養成講習会、実習指導者講習会の講師派遣、教育実習の協力をしている。

専任教員のフォローアップ研修会を共同で実施している。

会場を無料で借用させていただき進路相談会を開催している。

年13～14回の役員会にも参加して頂き、最新情報を頂いている。

その他、大阪府看護部長会、訪問看護ステーション連絡協議会、ナースセンター、大阪府進路会など各団体とつなぐ役割をしてくれる。

○大阪府看護学校協議会を設立したことでのメリット

各校との（心の）距離が近くなり、お互いの態度がオープンになった。授業や研修会の誘い、学生たちの交流ができるようになった。また、専任教員交流会を通して、課題の共有や自校の良さを再確認することができた。

行政との距離が縮まり、大阪府看護功労者表彰の推薦枠が本会にも認められた。

看護協会との密な情報交換や連携が取れるようになった。

○発足5年目をむかえての今後について

各委員会の活動をさらに可視化できるものにしていく。1校だけの行動では何事についても限界がある。自校の悩みは他校の悩みでもあるなど、悩みを共有し、一緒に考えることができるようになった。

小島氏

大阪府での仕事は、看護職確保グループで、看護職の確保と質の向上（養成・定着・就業支援）、実地調査、運営費や設備補助を担当している。

養成 ⇒申請、変更、実地調査、定期調査、運営費や設備費の補助

講習会：実習指導者80名×3回、看護教員50名、管理者講習等

定着 ⇒保育所の運営・施設整備費、新人看護師研修、多施設合同研修、卒後3年目対象の研修、

就業支援 ⇒ナースセンター事業の未就業者の就職フェア・再就職の支援

看護学校協議会の会議に参加し、厚労省からの情報提供等を行っている。また、進路相談会への

支援や専任教員運営会議にも出席している。

高橋氏

大阪府看護学校協議会の役員会に参加し、必要時管理運営委員会にも出席している。

看護基礎教育を4年制にすることについて学校はどう思っているのか、意見を聴ける場でもある。協会には教員の会員が773名いる。看護協会としてできることは何かを考えるためにも話を聴くことは大切である。「看護への道」では看護師の仕事をアピールし、看護師を志す人を増やすため、内容の協力を求めている。専任教員養成講習会、実習指導者講習会では、協議会に協力をしてもらっている。タックを組んでいく必要性を感じている。

専任教員のフォローアップ研修では講師や内容についても相談している。専任教員の資質向上のために、教員が参加しやすい研修を計画する必要がある。

藤城氏

平成27年から都道府県へ権限移譲がされ、大阪府65校86課程の担当である。変更承認申請や現地調査などを実施している。

協議会の会議に出席することで顔つなぎができています。実習施設のこと、学則のこと、さらに厚生労働省からの通達などを伝える場として活用させていただいている。

また学生からの苦情などを共有できる場をつくって頂いている。専門学校は困りごととして、大学に専門学校が臨地実習施設から押し出されている現状がある。その調整を行っている。

困っていることを聴き、どのように解決していけばよいかを一緒に考え、学生が不利益を被らず、学校運営も困らないような支援をしている。

実習施設変更承認申請の不備が多く、学校も県の担当者も苦労が多かったため、マニュアルを作成した。その後、申請がスムーズになり短時間で済むようになった。

鳥井元氏

困りごとがあった際は、府（の担当者）に相談をすると、どのようにしていったらよいかを一緒に考えていただける。協議会の存在により、県からの提案（指導）事項の共有や、各養成所の問題をオープンにできるようになった。

高橋氏

大阪府看護学校協議会の役員会に参加し、必要時管理運営委員会にも出席し、共通の困っているところは協議できる。看護職の目指すところは同じである。お互いの関係をよくして、同じ土俵で話し合い一緒に解決していければよいと思う

小島氏

行政の目標は、看護師の確保・質の向上である。学校の立場、協会の立場も同じであると考え。行政としての立ち位置を考えながら、各関係者と話し間口を広げていく必要がある。

藤城氏

学生中心に考え、良い看護師の育成を頑張っていく。そのために連携していくことが大切。人が変わってもこの流れはつながっていくと思う。

《質疑応答》

- ・14条報告内容の県内、県外就職状況の広報をしているか？

回答；広報はしていない。

- ・協議会の財政基盤はどうなっているのか？

回答；校2万円、研修会の参加費1,000～1,500円/人で運営できている。
(会場は看護協会々員価格で安く借用できる。)

<日本看護学校協議会からの情報提供>

テーマ「看護教員の継続教育に関する日本看護学校協議会の取り組み」について
情報提供者；池西 静江（一般社団法人日本看護学校協議会 会長）



<<概要>>

調査1；平成25年に当協議会が実施した「教務主任研修受講状況と今後の受講計画に関する調査」

会員校で回答（239 課程）の教務責任者のうち、教務主任養成講習会を終了しているものは 47 名（19.7%）、未受講者は 192 名（80.3%）であった。

教務主任養成講習会修了者が自覚する研修効果は、「教育課程管理能力の向上」「学校運営の推進力」「教員に対する指導力の向上」「他校との関係や講師などの人脈が増えた」と回答していた。

反面、未受講者に対し、今後の受講予定を問うと、予定なしが 159 名（82.8%）であり、その理由は、「研修中の役割代行の人材確保困難」「研修地が遠距離である負担感」が多かった。

また、教務主任養成講習会を日本看護学校協議会が行うことについては、良いと思う（85.4%）でその開催方法は「分散型」「長期休暇利用型」の意見が多かった。

この結果を受けて、当協議会は、平成 27 年から 29 年まで 3 回の教務主任養成講習会を実施した。開講期間は 6 月～翌 3 月までの約 10 ヶ月間、うち開校日数は夏季休暇を中心に短期集中分散型で 83 日間、受講者総数は 3 年間で 70 名、受講施設は 65 施設であった。

調査2について：

平成 28 年厚生労働省の看護職員確保対策事業として実施した「看護教員・実習指導者の養成及び継続教育の今後のあり方に関する調査」

平成 24 年～平成 27 年に教務主任養成講習会（慈恵会・東京、日本看護学校協議会・大阪）を受講し、調査時に看護師等養成所に勤務している 95 名に質問紙を配付し回答を求めた結果、76 名からの回答（回収率 80%）があった。

教務主任養成講習会受講のきっかけは、上長からの薦めが 82.9%、自ら必要性を感じて希望したのが 40.8%であった。

教育内容の看護学教育開発、看護学教育課程開発の講義及び演習、看護学教育評価演習、看護学評価論、看護学教育方法演習、看護学教育方法論等については、「とても有益及び有益」を合わせて 90%以上であった。看護学校経営講義は、89.5%、看護学校経営演習は、81.6%であり、領域別看護論の講義は 65.8%であった。

教務主任養成講習会で身についたと思う知識・技術は、カリキュラム運営が 85.5%、学校管理が 81.6%であった。

教務主任養成講習会の意味は、看護学校運営、経営への関心、仲間や師との出会いの場、自分自身に向き合い、振り返る機会であると回答していた。

前述、2つの調査結果、3年間の教務主任養成講習会の開講を総括としては、次のとおりである。

- ・教務主任養成講習会は学校運営、カリキュラム開発、教員に対する指導的役割を果たすのに意味あるものであることを再確認した。
- ・演習中心の研修となり1回の開講で20～30名程度しか受講できない。平成29年度は東京（慈啓会）と大阪（当協議会）の2か所での開催であったが、双方とも定員割れであった。
- ・受講できる施設とできない施設があり、より多くの人に必要な研修を受けてもらい、養成所の教育の向上を図るには、現在の講習会のやり方では難しいため、より多くの人を受講できる講習会へとその方法を考える必要がある。

以上のことから当協議会として講習会の内容を検討した。

看護教員のラダーを作成し、レベル4（熟達期・管理期）に求められる能力の明確化を図った上で、教育内容を抽出した。さらに、前述の調査の結果を踏まえて教育内容を精選し、具体的内容と方法を検討した。

- ・研究授業・教育方法開発（評価を含む）2単位（講義1・演習1）
- ・看護教育課程開発4単位（講義1・演習3）
- ・看護管理・経営4単位（講義2・演習2）
- ・リーダー論3単位（講義2・演習1） 合計13単位

*講義はeラーニングの予定、演習7単位は対面集中授業で夏季休暇を利用、科目ごとの単位履修も可能。

*eラーニングは、土日を利用して学習できるという利点がある。しかし、学習の差が生じることも事実であり、教材の精選や、eラーニングの導入方法については今後さらに検討する必要がある。

*少子・超高齢・多死社会に対応していくには、保健・医療・福祉の変革と共に看護基礎教育も変化していく必要がある。

カリキュラムの開発能力、学校運営、管理能力をもつ者は、各課程一人では、なかなか進展しない。学校の教育内容を社会の要請に応じて変えていくには、教務主任一人ではなく複数人の配置が望ましい。従って、一人でも多くの人を受講できる講習会にする必要がある。

（文責 理事 鳴尾 悦子）